

2025年度 事業計画書 健生くまのこ園

第1 事業者

| | |
|------------|-------------------|
| 事業者名称 | 株式会社健生カルティベート |
| 主たる事務所の所在地 | 名古屋市緑区神沢二丁目1408番地 |
| 法人種別 | 株式会社 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 竹中 舞雪 |
| 電話番号 | 電話 052-217-5004 |

第2 ご利用事業

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 事業の種類 | 名古屋市認可小規模保育事業 |
| 事業所の名称 | 健生くまのこ園 |
| 事業所の所在地 | 名古屋市天白区高島一丁目1804番地 |
| 事業所長(管理者)※園長 | 竹中敬一郎 |
| 連絡先 | 電話:052-848-6767 FAX:052-848-8245 |

土曜日共同保育による事業所

| | |
|---------|----------------------------------|
| 事業の種類 | 名古屋市認可保育所 |
| 事業所の名称 | 健生保育園 |
| 事業所の所在地 | 名古屋市緑区神沢二丁目1408番地 |
| 園長氏名 | 明瀬 功典 |
| 連絡先 | 電話:052-718-3111 FAX:052-770-3442 |

第3 事業の目的・運営方針

健生くまのこ園(以下、「当事業所」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及びなごや子どもの権利条例(平成20年名古屋市条例第24号、令和2年4月1日改定)の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | | |
|----|-------|-----------------------|----------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 156.20 m ² | |
| | 屋外遊戯場 | 敷地内 | 27.52 m ² |
| 施設 | 構造 | 鉄骨造 | |
| | 延べ面積 | 171.60 m ² | |

(2) 主な設備

| 設 備 | 居 室 数 | 備 考 |
|----------------|-------|-------------------------------|
| 乳 児 室 ほふく室 | 1 室 | オープンスペースに0歳、1歳、2歳スペースを区分けして設置 |
| 保 育 室 遊 戯 室 | 1 室 | オープンスペースに0歳、1歳、2歳スペースを区分けして設置 |
| 保健スペース | 1 室 | 保健スペース設置 |
| トイレ | 2 | |
| 洗面 | 1 | |
| 沐浴 | 1 | |
| 調 理 設 備 | | |

第5 利用定員

| 認 定 区 分 | | 利 用 定 員 |
|--------------|-----------|----------|
| 3 号 認 定 子 ども | 満 1 歳 以 上 | 10 人 以 下 |
| | 満 1 歳 未 満 | 2 人 以 下 |

第6 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

| | |
|---------------|--|
| 連 携 施 設 の 種 類 | 保育所 |
| 連 携 施 設 の 名 称 | 島田第一保育園、健生保育園、島田幼稚園、黒石みどり幼稚園、黒石保育園、のりくら保育園 |
| 協 力 保 育 園 | 上ノ池保育園 |
| 連 携 協 力 の 概 要 | 集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育、その他 卒園後の受け皿 その他 |

卒園後の受け皿に関する協定園一覧

| 園名 | 住所 | 受け入れ人数 |
|----------|-------------------|--------|
| 健生保育園 | 名古屋市緑区神沢二丁目1408番地 | ±名 |
| のりくら保育園 | 名古屋市緑区乗鞍一丁目1812番地 | 1名 |
| 黒石保育園 | 名古屋市緑区桃山二丁目97番地 | 2名 |
| 島田幼稚園 | 名古屋市天白区島田黒石507番地 | 3名 |
| 黒石みどり幼稚園 | 名古屋市緑区桃山3丁目201 | 1名 |

第7 職員の配置状況

当事業所では、「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

| 職 種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------------------------------|----|----|-----|---------|
| 事業所長（管理者）※園長 | 1 | 1 | | |
| 保育責任者（副主任） | 1 | 1 | | 保育士兼務 |
| 保育士 | 6 | 2 | 4 | |
| 保育従事者（子育て支援員） | 1 | | 1 | |
| 調理員、栄養士または管理栄養士 | 2 | 1 | 1 | 兼務あり |
| 支援員（見守り・スポット） | 1 | 1 | | |
| 障がい児支援担当専門職員 （言語聴覚士・公認心理士等） | | | 2 | 巡回指導相談等 |

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

※常勤職員（小規模保育事業）とは1日6時間以上、1か月20日以上の雇用契約を締結した勤務者とする。

第8 職員の勤務体制

| 職 種 | 勤 務 体 制 | 備 考 |
|------------------|---|-----------------------------|
| 事業所長（管理者） ※園長 | 7：30 ～ 18：30 内で 6～8時間勤務/日 月120時間以上 | シフト調整 |
| 保育士 | 早番 7：30 ～ 16：30 日勤 8：30 ～ 17：30 遅番 9：30 ～ 18：30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日 及び勤務時間帯は異なります。 | 非常勤は7：30～18：30 内 でのシフト勤務 |
| 保育従事者 | 早番 7：30 ～ 16：30 日勤 8：30 ～ 17：30 遅番 9：30 ～ 18：30 *ローテーションにより、各保育従事者の勤 務日及び勤務時間帯は異なります。 | 非常勤は7：30～18：30 内 でのシフト勤務 |
| 調理員 | 8：30 ～ 17：30 | |

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第9 保育を提供する日、時間

| 開 所 曜 日 | | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 |
|---------|-----|-----------------------|
| 開 所 時 間 | 平日 | 7：30 ～ 18：30 |
| | 土曜日 | 7：30 ～ 18：30 |

| | | |
|--|--------|--------------|
| | 日曜日・祝日 | 休園日 |
| | コア時間 | 8:30 ~ 16:30 |

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

土曜日共同保育日、時間

| | | |
|---------|--------|--------------|
| 開 所 曜 日 | | 土 |
| 開 所 時 間 | 平日 | 提供無し |
| | 土曜日 | 7:30 ~ 18:30 |
| | 日曜日・祝日 | 休園日 |
| | コア時間 | 8:30 ~ 16:30 |

第10 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。※詳細は当園HPを参照ください。

(1) 当事業所の保育理念

①健やかな発達と健康

②教育（幼児教育）

③身辺自立（ルール・マナー・社会性）

この3つの理念を中心に集団生活の中で場面々で適切に解りやすく丁寧に繰り返し地道な育成に取り組んでいきます。

(2) 当事業所の保育理念・目標・方針

①健やかな発達と健康に関する保育目標

各年齢に応じた楽しい遊びや運動・レクリエーション等の活動を通して心身の健やかな発達を促しま

②教育（幼児教育）に関する保育目標

0歳～2歳（3歳未満）から詰め込みではなく家庭的な保育環境の中で、ことば、かず（数字）、知恵（知識）の基本となる要素を遊びを通して楽しく学んでいきます。園での遊びや活動を通して、子ども自らが、ことば（国語）、かず（数字＝算数）、知恵（知識）の基本となる要素を楽しく学んでいきます。毎日楽しく・安全に・安心できる保育環境で保育職員による丁寧なサポートを通して、「見て・聞いて・感じて・行動する」すべてが乳幼児期のお子様の学びとなるよう支援してまいります。

③身辺自立（ルール・マナー・社会性）に関する保育目標

楽しく過ごす集団生活の中でルールやマナーを身につけ、社会性を育むことができるよう一人一人に、わかりやすく・丁寧に・くりかえし伝え教えていくことで、次のステップへ繋げてまいります。

(3) 当事業所の保育の内容に関する全体計画

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 0歳児 | ・一人一人の発達・発育状態を踏まえ、安定した生活リズムに沿った、食事・睡 |
|-----|--------------------------------------|

| | |
|-----|--|
| | <p>眠・排泄などの基本的な生活習慣を養う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者との信頼関係を築き、様々な周囲の環境の中から、認知・言語・情緒・社会性などに適応できるように精神面の発達を促す ・聞く・見る・感じるなどの感覚機能や、発達に合わせた運動機能の発達を促す |
| 1歳児 | <ul style="list-style-type: none"> ・安定した生活リズムの中から遊びや活動を通して、聞く・見る・感じるなどの感覚機能を養い、発達に合わせた身体活動を楽しく活発に行う ・様々な環境の変化に気付き、様々なことに興味・関心を持ち、自分と他人・物との「三項関係」の成り立ちが分かるようにコミュニケーション能力の発達を促す ・知的好奇心の芽生えを大切にして、探索活動を活発に行えるようにし、簡単なルール・マナーの中から、褒められる喜びや、いけないことの意味などを養う |
| 2歳児 | <ul style="list-style-type: none"> ・安定した生活リズムの中で様々な遊びや活動に興味・関心を広げ自分から意欲的に行い豊かな感性と創造力を養う ・自立心や好奇心を尊重し、繰り返しの生活の中から、発達に合わせた言語発達や感情のコントロールできるように、気持ちを立て直す力を身に付けられるように促す ・友だちと一緒に生活環境の中で人との関わりを広げていく |

(4) その他

園外活動・・・園外での活動を通じて楽しくルール・マナー・集団行動等を学び社会性を身につける機会にいたします。また、地域の子供たちとの交流等を図り人とのかわりの中で成長できるように考えております。

(5) デイリープログラム (一日の流れ)

| 平 日 | | 土 曜 日 | |
|-------|--------------|-------|--------------|
| 時間 | 活 動 | 時間 | 活 動 |
| 7:30 | 開園 登園受入れ | 7:30 | 開園 登園受入れ |
| 8:30 | 自由遊び | 8:30 | 自由遊び |
| 9:30 | 朝の会 おやつ | 9:30 | 朝の会 おやつ |
| 10:00 | 学び、室内遊び、散歩 | 10:00 | 学び、室内遊び、散歩 |
| 11:00 | 給食準備、給食、お片づけ | 11:00 | 給食準備、給食、お片づけ |
| 12:00 | 午睡準備 午睡 | 12:00 | 午睡準備 午睡 |
| 14:00 | 起床 トイレ | 14:00 | 起床 トイレ |

| | | | |
|-------|--------------|-------|--------------|
| 15:00 | おやつ | 15:00 | おやつ |
| 16:30 | 随時降園 自由遊び | 16:00 | 帰りの会 |
| 18:30 | 閉園 | 16:30 | 随時降園 自由遊び |
| | | 18:30 | 閉園 |

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

土曜日共同保育時のデイリープログラム（利用児童2名以下の場合）

| 土曜日 | | | |
|-------|--------------|-------|--------------|
| 時間 | 活動 | 時間 | 活動 |
| 7:30 | 開園 登園受入れ | 14:00 | 起床 トイレ |
| 8:30 | 自由遊び | 15:00 | おやつ |
| 9:30 | 朝の会 おやつ | 16:00 | 帰りの会 |
| 10:00 | 学び、室内遊び、散歩 | 16:30 | 随時降園 自由遊び |
| 11:00 | 給食準備、給食、お片づけ | 18:30 | 閉園 |
| 12:00 | 午睡準備 午睡 | | |

(6) 年間行事計画

| 月 | 行事 |
|-----|---|
| 4月 | 月例避難訓練等、慣れ保育、園内にて入園、進級式（園児のみ） |
| 5月 | 月例避難訓練等、園内活動 |
| 6月 | 月例避難訓練等、歯科検診、健康診断、運動会（予定） |
| 7月 | 月例避難訓練等、プール・水遊び、七夕 保護者個別面談（予定） |
| 8月 | 月例避難訓練等、プール・水遊び、保護者個別面談 |
| 9月 | 大規模防災避難訓練（予定）、作品展 |
| 10月 | 月例避難訓練等、農業体験（芋ほり） |
| 11月 | 月例避難訓練等、健康診断 |
| 12月 | 月例避難訓練等、クリスマス会、年末休み（12/29～）、保護者個別面談（予定） |
| 1月 | 年始休み（～1/3）、月例避難訓練等、お正月遊び、七草 |
| 2月 | 月例避難訓練等、節分 |
| 3月 | 月例避難訓練等、ひな祭り会 |

※誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します。

※9月～12月中または必要に応じて見学・入園説明会を行います。(個別相談・見学は必要に応じて対応。)

- (7) 給食の提供 自園調理
- (8) その他の事業の実施状況

第11 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額 (利用料)

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

※年度途中で金融機関からの引き落としに変更となる場合があります。(事前告知・周知の上)

(2) 短時間延長保育にかかる利用者負担

| | | | |
|-----------|------------|-----|---|
| 短時間 延長 | 事業の 運営費 | 1時間 | 生活保護世帯及び当該年度分(1月から8月までにあつては前年度分)市町村民税が非課税の世帯に属する子ども 日額 0円 ※AB階層 |
| | | 2時間 | 1時間 当該年度分(1月から8月までにあつては前年度分)市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40,800円未満の世帯に属する子ども 日額 100円 ※C階層 |
| | | 3時間 | |
| | | 1時間 | 当該年度分(1月から8月までにあつては前年度分)市町村民税が所得割額40,800円以上の世帯に属する子ども 日額 200円 ※D階層 |

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当事業所では、第10に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

| 区分 | 項目 | 負担額 |
|-----------|--|-------------------|
| 入園時に要する費用 | 入園用品 | 3,500円～10,000円程度 |
| 便宜に要する費用 | 教材費 | 年額 3,500～8,000円程度 |
| | 行事への参加費用 | 年額 50円～3,000円程度 |
| | 特別行事費 | 年額 50円～3,000円程度 |
| 特定負担額 | 必要があれば設定する。(設定の場合は市への確認・届出、保護者全員の同意必須) | 実費 |

※ その他、追加費用が発生することがあります。*受領の際には領収書を発行します。

※ 各詳細は下記の表を参照ください。

| 制服等 | 料金 | 備考 |
|---------------|-------------|----|
| スモック | 1,980円 [税込] | 全員 |
| スモック (ノースリーブ) | 1,980円 [税込] | |
| カラー帽子 | 1,540円 [税込] | |
| 入園時の購入学用品 | 料金 | 備考 |

| | | |
|----------------|-------------------------|-------|
| 名札 | 150 円 [税込] | 全員 |
| お便り帳 (複写式) | 390 円 [税込] | 全員 |
| 粘土 | 370 円 [税込] | 全員 |
| 粘土ケース | 420 円 [税込] | 全員 |
| 粘土板 | 650 円 [税込] | 全員 |
| のり | 150 円 [税込] | 全員 |
| クレヨン (16 色) | 740 円 [税込] | 全員 |
| 自由画帳 (スケッチブック) | 968 円 [税込] | 全員 |
| 作品ファイル (B4) | 167 円 [税込] | 全員 |
| 集金袋 | 260 円 [税込] | 全員 |
| 防災頭巾 | 2,200 円 [税込] | 全員 |
| 月刊誌 | 0~1 歳児 410 円、2 歳児 440 円 | 全員 |
| その他 | 実費 | 対象者のみ |

※上記価格は変動がある場合もございますので、ご承知ください。

※購入品および実費徴収が必要な場合は、事前に品目・料金等については文書等にて通知いたします。

| 教材費・特別行事費 | 料金 | 備考 |
|-----------|---|---------------------------------------|
| 教材費 | 実費 ご家庭にて教材を購入していただきますので、園での教材費は必要最小限の徴収とさせていただきます。 | 教材購入が必要な場合は品目・料金等については文書等にて事前通知いたします。 |
| 特別行事費 | 各 50 円~3,000 円 (主に交通費・レンタカー等) | 遠足・農業体験の交通費 クリスマス会・食育等 |
| 課外学習費用等 | 実費 (交通費、施設使用料等) | 必要に応じて実費徴収 |

※購入品および実費徴収が必要な場合は、事前に品目・料金等については文書等にて通知いたします

第 1 2 利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満 3 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第13 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

| | |
|---------|-----------------------------|
| 医療機関の名称 | かみさわクリニック |
| 医師名 | 鈴木 眞砂 |
| 所在地 | 名古屋市緑区神沢一丁目 2007 番地 |
| 電話番号 | 052-877-6647 |
| 医療機関の名称 | 志賀デンタルクリニック |
| 医師名 | 志賀 寿 |
| 所在地 | 愛知県名古屋市天白区中平 2 丁目 401 番地の 7 |
| 電話番号 | 052-805-1811 |

(2) 災害共済給付制度への加入

当事業所では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入いたします。この制度は子供が特定保育事業者の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度です。センターの災害共済給付は、特定保育事業の設置者が保護者等の同意を得て、センターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金（保護者と設置者が負担します）を支払うこと（災害共済給付制度への加入）によって行われます。

児童生徒等 1 人当たりの共済掛金の額（年額）は、年度毎に設定されます。

参考として平成 27 年度の掛け金は次の通りです。

一般児童生徒等：350 円/年、要保護児童生徒（生活保護）：40 円

共済掛金における保護者の負担割合は、6 割から 9 割残りの額を特定保育事業の設置者が負担します。

保護者の負担額：一般児童生徒等：260 円/年、要保護児童生徒（生活保護）：0 円

特定保育事業者の設置者負担額：一般児童生徒等：90 円/年、要保護児童生徒（生活保護）：40 円

* 災害共済給付の法令上、災害共済給付制度への加入に際しては、児童生徒等の保護者等の同意が必要と規定されています。加入手続き等（パンフレット配布、同意書等）については年度始まり次第、順次お渡しいたします。

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|---|--|
| 負傷 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの | 医療費 ●医療保険並の療養に関する費用の |
| 疾病 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 | 額の 4/10（そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場 |

| | | |
|----|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃による疾病 ・負傷による疾病 | 合は自己負担額（所得区分により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 障害 | 学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害 | 障害見舞金 4,000万円～82万円 (通学中の災害は2,000万円～44万円) |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害は1,500万円) |
| | 突然死 | 運動などの行為に起因する突然死 (通学中の災害は1,500万円) |
| | 運動などの行為と関連のない突然死 | 死亡見舞金 1,500万円 (通学中の災害も同額) |

②任意賠償保険等への加入

当事業所では、常時・平常時を問わず、園童の保護には十分な注意を以ってあたりますが、不慮の事故の場合に備えて「総合賠償責任保険」に加入しており、園内外での万一の重大な事故について保障範囲内で賠償を受けることができます。加入保険：東京海上日動 施設賠償責任保険、超ビジネス保険
 注) 登園中の園児の病気・けが、地震・火災等への対応については親権者及び送迎者の責任において対処することとなっております。(園は責任を負わない事とする。)

取扱代理店：株式会社東海 21 (名古屋市天白区天白町野並笹原1533-25)

◇東京海上日動火災保険株式会社

| 保険種類 | | 保険目的 | 補償内容 | |
|--------|-------|--------------------|---------|--------------------------------|
| 火災保険 | | 名古屋市天白区高島1丁目1804番地 | 建物火災 | 5000万円 |
| | | | 建物地震 | 万円 |
| 賠償責任保険 | 施設賠償 | 名古屋市天白区高島1丁目1804番地 | 対人・対物共通 | 1名 1億円 1事故 1億円 |
| | | | 免責 | 10万円 |
| | | | 対人 | 1名 1億円 1事故 3億円 保険期間中 3億円 |
| | 生産物賠償 | 弁当(給食) | 対物(保管物) | 1事故 500万円 保険期間中 500万円 |
| | | | | |
| | 傷害保険 | | 園児全員 | 死亡・後遺症 |
| 入院 | | | | 1000円 |
| 通院 | | | | 3000円 |

※ 全国私立保育連盟「ほいくのほけん」「こどもえんのほけん」に加入しています。

③土曜日共同保育を行うにあたって

土曜日共同保育の最中での怪我、事故等に関しては健生保育園で加入している保険を適用する。

第14 非常災害対策

| | |
|--|--|
| <p>暴風警報発令時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・開園中に発令は、事業所長（管理者）の判断によりお迎えをお願いします。（状況に応じて、できるだけ早くお迎えにきてください。） ・開園時間外に発令は、午前6時現在発令されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため登園を見合わせてください。 ・保育時間中に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上、受託すること。なお、警報解除時の保育の再開については、園内の安全確認に要する時間、職員の参集に要する時間を考慮して、2時間以内に再開をする。 <p>*ただし、園児の安全が保証されない場合は臨時休園となる場合があります。</p> |
| <p>高齢者等避難開始 避難指示（緊急） 特別警報発令時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保育時間中に発令された場合は、解除されるまで休園とし、保護者にお迎えを依頼する。園児は、引き取りが完了するまで保育。必要に応じて、園児と共に避難所へ避難する。 （最終避難場所：しまだ小学校、しまだコミュニティーセンター） ・保育時間外に発令された場合は、解除されるまで休園とする。 ・保護者への一斉メールを行いません。 |
| <p>避難訓練</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。 |
| <p>非常災害用備蓄</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当事業所は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・その他の警報・注意報の場合は、当事業所からの連絡がなければ平常通り保育を行います。 *わからない場合は当事業所へ確認のお電話をください。 ・保護者のいずれもが防災業務に従事している等 やむを得ない事情により当日の保育が必要な場合、保育設備に問題（倒壊等）がない場合は園児については受託します。（事前に園へご相談ください。）ただし、注意情報発表、警戒宣言発令時は除く。 |

第15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者（基本：事業所長）を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 当事業所苦情相談窓口 | 苦情解決責任者 施設長 苦情受付担当者 保育責任者（副主任） |
| 名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター | 名古屋市北区清水四丁目17番1号 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く) |

第18 その他留意していただきたいこと

(1) 入園後の退園処分について

入園後、園の規程・規則等を順守できなかった場合、園の風紀を乱す行為、当園の名誉を傷つける等の行為、利用児童および保護者の行為・行動が園の運営に支障をきたす場合、体調や疾病・疾患等で園生活の継続ができないと園が判断した場合、その他園が通園生活の継続が好ましくないと判断した場合など退園と判断されるケース等に該当した場合は、名古屋市と協議の上、退園していただく場合があります。

(2) 当事業所における与薬について（保護者の方へ）

(1) お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、当事業所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期すため「[投薬連絡票](#)」に必要事項を記載していただき、薬に添付して当事業所に手渡していただきます。

(2) 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。

(3) 保護者の個人的な判断で持参した薬は、当事業所としては対応できません。

(4) 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。

なお使用に当たっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。

(5) 初めて使用する座薬については対応できません。

(6) 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら...」「発作が起こったら...」というように症状を判断して与えなければならない場合は、当事業所としてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。

(7) 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くよ

うな病気)の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生労働省)によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。

(8) 持参する薬について

- 1.医師が処方した薬には必ず「連絡票」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
- 2.使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください
- 3.袋や容器にお子さんの名前を記載してください。

(9) 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在 9 時から 16 時まで当事業所に在園していることと、当事業所では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。

[投薬に関する連絡票ダウンロード](#)はホームページから入手可能です。

(3) 個人情報保護に関する

(株)健生カルティベイト及び当事業所、以下「当社」は、個人情報保護に関する取り組み方針として、次のとおり、個人情報の保護の宣言を公表いたします。

1.関係法令等の遵守

当社は、「個人情報保護に関する法律」等に基づく、個人情報保護の基本方針及び管理規定を設定し、全職員に周知しました。更に、継続的に個人情報保護の研修等を実施することにしました。

2.利用目的

当社は、関係者の同意を得た場合及び関係法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的以外の個人情報を使用しないことにします。

3.安全管理措置

当社は、個人情報を正確かつ最新の内容になるように努めながら、個人情報の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

4.継続改善

当社は、個人情報の適切な取り扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。

5.開示等の請求手続き

当社は、保有する個人データに関し、関係者から開示、訂正、利用の停止等のお申し出があった場合に、関係のご本人であることを確認させていただき、適切かつ、迅速な回答に努めてまいります。

(4) 保護者への連絡等について

保護者等への連絡やお知らせ等については、口頭・文書・ホームページ・メール・SNS等を活用し実施いたします。スマートフォン・携帯メール等にて当園のメールアドレスを受信できるようにご登録ください。健生くまのこ園メールアドレス kumanoko@kenseikumanokoen.co.jp

2025年4月1日